「旧五個荘町長発言は名誉棄損」
東近江市に賠償命令
地裁判決

旧五個荘町（東近江市）の前田清子町長(現同市議)らの発言で名誉を傷つけられたとして、東近江市内の会社社長(70)と同社が市などを相手に、慰謝料など計約1億2600万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が10日、地裁であり、稲葉重子裁判長は「当時の町長の発言は不正確で、名誉を傷つけた」として、市に計20万円の支払いを命じた。

判決によると、社長と町職員2人は2004年11月、町から汚泥清掃作業の費用をだまし取ったとして県警に逮捕され、その後、起訴猶予処分となった。前田市議は町長を務めていた同年12月、町議会議会運営委員会で、逮捕された職員らが社長から「ゆすられている」「恐喝されている」と発言するなどした。

中村功一市長は「判決内容を十分精査し、対応したい」とコメント。前田市議は「個人としては納得のいかない判決」と話した。

議会発言で名誉棄損
東近江市に賠償命令
大津地裁

滋賀県の旧五個荘町（現東近江市）の町議会で、当時の町長に名誉を傷つける発言をされたとして、同市の土木建築会社と社長が、市や元町長らに計一億二千六百万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が十日、大津地裁であった。稲葉重子裁判長は「（発言は）原告の名誉への配慮が不十分で、不正確」とし、市に同社と社長に十万円ずつを支払うように命じた。

判決によると、社長は町職員二人と共謀して公金をだまし取ったとして、二〇〇四年に詐欺容疑で逮捕され、起訴猶予処分となった。元町長は町議会の委員会で「職員は社長に脅された」という趣旨の説明をした。

稲葉裁判長は「職員にも責任があるのに、社長一人の責任であるかのように発言した」と指摘。発言は職務上の行為で、損害賠償は市が支払うとし、「慰謝料は十万円が相当」と判断した。

中村功一市長は「控訴を含め議会とも協議したい」とコメントした。

東近江市に支払い命令
旧五個荘町長発言で損害賠償求める訴訟

旧五個荘町（現・東近江市）の前田清子町長が04年12月、同町職員2人とともに詐欺容疑で逮捕された産業廃棄物処理会社「北口産業」の北口富夫社長(70)＝3人とも不起訴（起訴猶予）＝に対して「（職員らは北口社長から）ゆすられている」と発言したことは名誉棄損にあたるなどとして、北口社長と同社が東近江市に損害賠償を求めた訴訟の判決が10日、大津地裁であった。稲葉重子裁判長は「発言は、正当な職務行為ではない」として、同市に対し、北口社長と同社に計20万円の支払いを命じる判決を言い渡した。

判決によると、北口社長らは04年11月、架空の汚泥処理費用を町からだまし取ったとして、県警に詐欺容疑で逮捕された。その後、前田町長は同町の会合などで、逮捕された町職員2人について「（北口社長から）ゆすられている。脅されて支払ったので（処理費用を）町長が「町職員は社長に脅された」などと町議らを前に発言したことについて、「町職員にも責任があり、発言には配慮が足りないが、名誉棄損の程度は相当限定的だ」として、慰謝料額を計二十万円とした。

同市の中村功一市長は「判決内容を十分精査し、控訴を含めて議会とも協議し対応したい」とコメントしている。

東近江市に賠償命令
産廃処理会社 名誉棄損訴訟で地裁判決

旧五個荘町（現東近江市）が産廃処理会社「北口産業」に委託した汚泥処理に絡む詐欺事件で、当時の町長や助役に名誉を傷つけられたとして、同社が市などを相手取り、約一億三千万円の支払いを求めた訴訟で、大津地裁は十日、市に二十万円の支払いを命じる判決を言い渡した。

判決などによると、同社は二〇〇一年七月から〇三年十一月にかけ、同町内で清掃作業などを実施して町に費用を請求。町職員の指示により、実態とは異なる汚泥費用として請求し直し、計約二百七十万円の支払いを受けた。同社の社長と町職員らは同月、詐欺の疑いで逮捕されたが、不起訴処分となった。

稲葉重子裁判長は、元

裁判